

天理市障害者日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、日中一時支援事業（以下「事業」という。）を行うことにより、障害者及び障害児の日中における活動の場の確保並びに障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図り、もって障害者等及びその家族の保健、福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）であって、本市に居住する障害者等（居住地特例（法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者について、同項に規定する特定施設に入所する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体として取り扱うことをいう。以下この項において同じ。）により他市町村による法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの支給決定を受けている者を除く。）及び市外に居住する障害者等（居住地特例により本市が法第5条第15項に規定する共同生活援助の支給決定をしている者に限る。）とする。

(支援の内容)

第3条 市長は、障害者等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援を行うものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 所得の状況を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、法第22条第8項に規定する受給者証を交付するものとする。

2 事業の利用は、原則として4時間を1単位として1月につき21単位までとする。

(利用の有効期間及び更新申請)

第6条 前条の規定による利用決定の有効期間は、決定を行った日から起算して、1年以内とする。

2 事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、有効期間満了後も引き続き当該事業を利用しようとするときは、有効期間満了日前1月以内に第4条に規定する申請を行わなければならない。

(利用の方法)

第7条 利用者が事業を利用しようとするときは、事業者を受給者証を提示し、利用申込みをするものとする。ただし、事業は日中活動系サービスとみなすため、法に基づく障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援（B型）、自立訓練に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援と同日の利用は、原則として認めないものとする。

(利用の変更)

第8条 利用者は、次に掲げる場合に該当するときは、地域生活支援事業利用変更申請書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更した場合

(2) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(事業の実施)

第10条 事業の実施は、市長が原則として生活介護、就労継続支援（B型）又は自立訓練に係る指定障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 事業者は、支援技術の向上を図るため、従事者に必要な研修を実施しなければならない。
- 3 従事者は、事業に従事するたびに、従事した内容を事業者に報告しなければならない。

(利用者負担金)

第11条 利用者は、別表に規定する金額の1割を利用者負担金として事業者に支払うものとする。ただし、利用者の同一の月における当該負担金、天理市障害者移動支援事業実施要綱第11条に定める利用者負担金、天理市訪問入浴サービス事業実施要綱第11条に定める利用者負担金及び天理市地域活動支援センター事業実施要綱第12条に定める利用者負担金を合計した額が37,200円を超えるとときに限り、その超える額を免除するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担金の全額を免除する。

(1) 利用者の属する世帯（利用者が18歳以上の場合は、利用者及び配偶者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき。

(2) 利用者が18歳以上である場合において、利用者及び配偶者の当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市民税が非課税であるとき。

(3) 利用者が18歳未満である場合において、利用者を監護する者及び配

偶者の当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市民税が非課税であるとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

対象者		利用時間			備考
障害者	障害児	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	
区分6 区分5	区分3	1,900円	3,800円	5,700円	消費税及び 地方消費税 を含む。
区分4 区分3	区分2	1,500円	3,000円	4,500円	
区分2 区分1	区分1	1,250円	2,500円	3,750円	
療養介護対象者		6,000円	12,000円	18,000円	
医療機関において、医療が必要と認められた 遷延性意識障害者等		3,500円	7,000円	10,500円	
食事提供加算		420円			